令和７年第３回七飯町議会定例会追加議案関係資料

◎条例の概要及び新旧対照表

資料１　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要（議案第４９号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

資料２　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（議案第４９号）　・・・２

資料　1

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務課

1　改正理由

令和６年度町道草刈委託業務において、業務実施後の現場確認を十分に行っていないことは、不適切な事務処理であり、町民の皆様に多大な不信感を招いたことは、極めて重大な事態であり、指導監督責任が果たされなかったことは非常に重いものであります。

よって、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例（平成１２年条例第３０号）の一部を改正するものです。

2　改正内容

令和７年１０月１日から同年１２月３１日までの３か月の間、町長の給料月額を２割減額とするため、別表第１に規定する額（７３６，０００円）に１００分の８０を乗じて得た額とします。

3　施行期日

この条例は、令和７年１０月１日から施行します。

七飯町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
本則（略） 附　則 １～１０（略） 別表第１・別表第２（略）	本則（略） 附　則 １～１０（略） １１　令和７年１０月１日から同年１２月３１日までの間に限り、町長の給料月額は、第２条第１項及び別表第１の規定にかかわらず、同表に定める額に１００分の８０を乗じて得た額とする。 別表第１・別表第２（略）